

水産政策審議会
第37回 漁港漁場整備分科会
議事録

水産庁 漁港漁場整備部 計画課

水産政策審議会第37回 漁港漁場整備分科会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成28年11月1日（火） 午後1時00分

閉会 平成28年11月1日（火） 午後3時00分

2. 出席委員

（委員） 片石 温美 嘉山 定晃 中田 英昭
 橋本 博之 盛合 敏子 柳内 克之

3. その他出席者

（水産庁） 高吉漁港漁場整備部長 岡計画課長 吉塚整備課長 坂本防災漁村課長
 山本水産施設災害対策室長 他

4. 議 事

別紙のとおり

水産政策審議会第37回漁港漁場整備分科会
議事次第

日 時：平成28年11月1日（火）13:00～15:00

場 所：農林水産省本館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（協議事項）

①新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について

②漁港漁場整備基本方針の変更の視点について

（諮問事項）

諮問第270号 漁港施設としてみなされる施設の指定について

4 閉 会

午後1時00分開会

○岡計画課長 皆さん、こんにちは。水産庁計画課長の岡でございます。

定刻になりましたので、ただいまから第37回漁港漁場整備分科会を開催させていただきたいと思っております。

初めに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用します同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中5名の委員が出席されており、定足数を満たしております。本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

なお、橋本委員は大学の都合によりまして、後ほど、30分ほど遅れてのご参加になる予定でございます。

それでは、議事に入ります前に水産庁漁港漁場整備部長の高吉からご挨拶を申し上げたいと思っております。部長、よろしく申し上げます。

○高吉漁港漁場整備部長 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました漁港漁場整備部長、高吉でございます。

漁港漁場整備分科会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、遠方からもご出席いただきまして、誠にありがとうございます。そして、日ごろから水産行政の推進にご支援、ご協力いただいておりますことにこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

今日、本分科会の委員の改選がありましたことをご報告します。今般、新たに全国漁協女性部連絡協議会副会長をしておられます盛合委員にご就任をいただくことになりました。盛合委員、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年4月には熊本地震が発生しましたが、その後、8月、9月と台風が度重なる来襲をいたしまして、北海道や東北を初めとした各地で甚大な被害が出ております。水産庁といたしましては、復旧に向けて全力を挙げているところでございます。また、地震やこういった台風、爆弾低気圧などの災害が発生しておりますので、漁港漁村の防災・減災対策につきまして、しっかりと取り組む必要があると改めて感じているところです。

本日は前回、7月22日になりますけれども、漁港漁場整備分科会で諮問をさせていただきました漁港漁場整備基本方針の見直しと新たな漁港漁場整備長期計画の策定に向けて、今後の整備の重点課題や実施の目標などの審議をお願いいたします。また、もう一件ございまして、鳥取県の境漁港において漁港施設としてみなされる施設の指定について諮問を

させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間でございますけれども、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○岡計画課長 部長、ありがとうございます。

それでは、ここで改めてになりますが、前回、7月22日の分科会以降、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

平賀由喜子委員が退任されまして、7月28日付で全国漁協女性部連絡協議会副会長の盛合敏子様が新たに委員として就任されました。盛合委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○盛合委員 盛合でございます。よろしくお願いいたします。

○岡計画課長 ありがとうございます。

続きまして、水産庁側の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、先ほどご挨拶申し上げました高吉漁港漁場整備部長でございます。

○高吉漁港漁場整備部長 高吉でございます。よろしくお願いいたします。

○岡計画課長 吉塚整備課長でございます。

○吉塚整備課長 吉塚でございます。よろしくお願いいたします。

○岡計画課長 坂本防災漁村課長でございます。

○坂本防災漁村課長 よろしくお願いいたします。

○岡計画課長 山本水産施設災害対策室長でございます。

○山本水産施設災害対策室長 よろしくお願いします。

○岡計画課長 そのほか、水産庁の事務局が出席させていただいております。

では、議事に入ります前にお手元の資料を確認させていただきたいと思っております。

まず、第37回漁港漁場整備分科会議事次第、漁港漁場整備分科会委員一覧、第37回漁港漁場整備分科会席次表、第37回漁港漁場整備分科会資料一覧、続きまして、資料1としまして、漁港漁場整備分科会における論点スケジュール、資料2としまして、第36回分科会での委員からの主な意見とその対応、資料3-1としまして、新たな漁港漁場整備長期計画の構成案について、資料3-2としまして、新たな漁港漁場整備長期計画の構成案（重点課題とその対応）について、資料4としまして、漁港漁場整備基本方針の変更の視点について、資料4の後に現行の漁港漁場整備長期計画などの参考資料、これ前回もお配りし

ておりますが、改めてお配りさせていただいております。それから、資料5としまして、漁港施設としてみなされる施設の指定について、また、委員の皆様には後ほど説明に用いるスライドの打ち出したものを配付させていただいております。

以上でございますが、何か不足しているものはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。これより進行を中田分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中田分科会長 皆さん、こんにちは。

本日は、前回に引き続きまして、漁港漁場整備長期計画と基本方針について審議をしていただくこととなります。盛合委員は今回からということになりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日はほかにも諮問事項が1件ございます。円滑な議事進行に努めたいと思っております。どうぞよろしくご協力をお願いいたします。

それでは、本日の審議事項の1番目、新たな漁港漁場整備長期計画の構成等について審議を始めます。

まず、事務局から説明を受けます。事務局のほうから、資料1から資料3-2までを一括して説明してください。

○岡計画課長 それでは、資料1から資料3-2まで継続してご説明申し上げたいと思います。

まず、資料1をご覧いただきたいと思います。

当分科会におけます長期計画に係る論点のスケジュールを改めて整理したものでございます。

左縦にございますように、当分科会、計5回の審議をお願いしたいと考えておりまして、その中で具体的に長期計画、これに基づく重点課題、目標、施策、事業量、最終的にはこういったものを取りまとめていく段取りでございます。また、並行しまして基本方針、これについてもご議論いただきまして、最終的に取りまとめるということでございます。

前回、7月22日、諮問ということですが、もうその際具体的に多々ご議論いただきまして、まずは水産業をめぐる情勢、環境ということで水産基本計画の審議状況をご紹介させていただきました。また、それに基づいて漁港漁場整備の当面の課題、今後の方向性ということで検討の視点などをご提示させていただきました。今回はそういったものを踏まえ

まして、第2回目ですが、検討の視点については具体的にもう少し詰めまして、重点課題ということでご提案させていただいております。そのほか、目標、施策、こういったものについて考え方あるいは不足がないかといったところを議論としてお願いしたいと思えます。こういったことを踏まえて、第3回、第4回、審議を進めてまいりたいと思えます。

続きまして、資料2をごらんいただければと思えます。

前回いただきました主な意見とその対応も簡単にご紹介させていただきたいと思えます。

まず、全体的な総論についてでございますが、中田分科会長のほうから、現長期計画の3つの課題について、これをしっかり総括して次期計画に反映させるべきだと。橋本委員からも同様に現計画をしっかりフォローしてやる必要があると。片石委員のほうからは、長期計画5年タームでございますが、もっと長い目線の視点が必要じゃないかと、そういったご意見を頂戴しました。

それから、各課題ごとでございますが、競争力強化に関しましては、嘉山委員のほうから、輸出の関連から言えば、さらなる陸揚げや集出荷能力機能、そういうものの集約化をより進めるべきだと、こういったご意見を頂戴しました。また、柳内委員からはまき網漁船、こういったものは大型をたどっているんだけど、漁港の整備が追いついていないと。漁船の大型化に対応した漁港の整備が必要だと、こういったご意見を頂戴しました。川崎委員からは、提案の中で漁港機能の集約化といったものを挙げておりましたが、地域の実態それぞれがあるので、それぞれの地域に即した漁港整備が必要だと、こういったご意見を頂戴しました。

また、生産力の向上に関しましては、分科会長のほうからは、単なる短期的な対策にとどまらず、豊かな生態系、こういった創出の視点を入れて中期的で捉えていくべきだというご意見、また、嘉山委員からは、資源変動を予測できるような研究もしっかりやっていくべきではないかと、こういったご意見をいただきました。

また、漁村の活性化については、橋本委員のほうからは漁港漁場の整備にとどまらず、そこで暮らす人々の生活、もともとおられる人々の生活が向上するような視点、これも重要ではないか、また、片石委員からは、地域内で新たな産業を立ち上げて雇用を創出することも重要ではないかと、こういったご意見を頂戴しました。

最後に、強靱化に関しては、柳内委員からは、漁業者、地域住民、行政、こういったしっかり対応して、話し合いをしてやっていく必要があるというご意見を頂戴しました。基本的にはこういったものを今後反映していく方向で対応してまいりたいと思えます。対応

方向を右に整理しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、資料3-1、ここからが今日の本題でございますか、資料3-1と資料3-2、これは並行して使いたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、資料3-1で簡単にご説明したいと思ひますが、表題でございますように、今後さまざまなご議論をいただくわけですが、どういった形で整理していくかという構成案を簡単に資料3-1のほうで整理しております。

まず、1ページをめくっていただきまして、長期計画の意義、改めてのお話になりますか、漁港漁場整備、これには多大な投資と期間が必要と考えております。そういったことから、長期的な視点に立って計画的に推進することが必要と。その際、実施の目標、事業量、こういったものをきちんと定めて国民の皆様提示し、それによって効率性・透明性・客観性、こういったものを確保していく必要があるというものでございます。

こういう中で、長期計画を見直す必要性でございますが、現長期計画、これは東日本震災の直後ということもございまして、大震災の経験を踏まえて地震・津波対策等災害に強い安全な地域づくりあるいは水産物の衛生管理対策の強化による力強い産地づくり、こういったものを主要課題として挙げて対応しておりましたが、ご案内のとおり、その後、世界的な水産物需要の増加、それから、TPP協定の署名、さらに海のほうに目を転じますと、温暖化、こういったものに伴う気候変動、海水温の上昇、それから、近年、自然災害の激甚化、さらには構造的に人口減少社会に突き進んでいくと、そういったもの、水産業を取り巻く環境が変化しておりますので、こういったものを捉まえる必要があるということで、今回、次期長期計画において期間中に求められる重点課題、これを再整理することが1点、それから、さらに事業を効果的・効率的に推進していく観点から、改めて重点課題に沿った目標、事業量を定めるということで、戦略的に事業を推進していきたいということでございます。

次に2ページ、3ページをあわせてご覧いただければと思ひますが、こういうことで次期長期計画の構成としては、まず1つ目に本計画の基本的考え方、これをきちんと整理する必要があります。今お話し申し上げました昨今の水産業を取り巻く環境、これをきちんと捉えて、なおかつ②にありますような水産基本計画、これとの密接な連携のもとで輸出促進、国土強靱化、地方創生など政府課題と歩調を合わせながら事業を進めていくということ、それから、当然のことながら事業の実施に当たっては、効率性・実効性を確保しながら進め、こういう長期計画の基本的考え方をまずは整理する必要があります。

それから、2つ目にこれは法律上定めております実施の目標と事業量を定めるということになります。これについては後ほどといいますか、資料3-2でご説明させていただきますので、ちょっと省略させていただきますして、それから、3ページの下段にございます事業量、この2の(1)、(2)、これが法律に基づく指定事項でございますが、これをきちんと整理した上で最後、取りまとめるということで考えております。

では、この事業の目標、それから、事業量を今後どう考えていくかというところは資料3-2のほうをごらんいただければと思います。

まず、改めまして長期計画の重点課題ですね。これをどう整理するか示したのが1ページ目でございます。

参考までに2ページをご覧いただければと思うんですが、これは前回の審議会でご提示した資料でございます。前回は先ほど申し上げましたように、検討の視点ということで、下のほうの帯にありますように、競争力強化と輸出促進、海域の生産力向上、漁港・漁村の強靱化、漁業地域の活性化ということで考えてはどうかという提案を申し上げましたが、今回さらに前回の先ほどの中田分科会長等の意見も踏まえまして、視点から一歩進んで重点課題の案を提示してございます。

ちょっとここを詳しくご説明したいと思いますが、まず、現行の長期計画、左にありますように3つの大きな柱がございます。まず、1点目の水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりに関してでございますが、1つは流通拠点の衛生管理対策を一課題として挙げておりますが、これに関しては、まず、中段をご覧いただければと思いますけれども、全国的に厳しい漁業経営状況、これを改善する必要があります。また、輸入水産物に対して競争力強化を図る必要があるということで、生産・流通機能の強化、こういったものはさらに推進していく必要があります。それから、輸出に関しては、先ほどもお話ししましたが、世界的な水産物需要の増、TPP、こういったものの情勢変化を踏まえまして、輸出を強化する必要があるということで、一つの課題としては、右の青い箱にありますように、水産物の競争力強化と輸出促進、これを設定してはどうかと考えております。

それから、2つ目でございますが、現計画では長寿命化対策と漁村の生活環境の改善、これを同じ課題として整理しておりますが、これらを見た場合、長寿命化に関しては現計画の期間中、機能保全計画の策定、これに重点を置いておりましたけれども、大体それらが判明してきましたので、今後は具体的な対策に軸足を置いていく必要があります。あわ

せまして、これ経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針ですけれども、これの検討に当たって、現在、社会資本整備等ワーキンググループというものが設置されておりまして、その中で、漁港に限らず社会資本全体の施設を最大限有効活用すると。ストック効果の最大化を図るということが大きな課題として挙げられておりますので、こういったものを一体的に検討するようなことが必要ではないかと考えております。

それから、並行して漁村につきましては、引き続き生活環境、就労環境、こういった整備を推進していく必要があるのとあわせて、これについても、本年3月に明日の日本を支える観光ビジョン、政府として観光先進国を目指そうということで漁村における交流促進対策、こういった強化も図る必要があるということで、2つ目の柱としては、こういったものを束ねまして、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出、こういったものを掲げてはどうかと今考えております。

それから、3点目でございますが、災害に強く安全な地域づくりの推進、これに関しましては、現計画では東日本大震災の復旧・復興と、もう一つは、東日本大震災の経験を踏まえた安全な地域づくりという課題を挙げておりますが、まず、東日本大震災の復旧・復興については、今年より復興・創生期間になります。これは総仕上げを行うということ、それから、漁港施設の耐震・耐津波対策については、これも老朽化対策と同様、診断を進めておりましたが、大体進んできましたので、今後は対策の実施、実行の段階へということでございます。さらには、施設整備のみならずソフト対策との連携強化、こういったものを図っていく必要がある。加えまして、気候変動ですね。先ほども申し上げましたように、近年、激甚化する台風、低気圧、こういったものについても対策を強化していく必要があるのではないかということで、3つ目の課題としましては、大規模自然災害に備えた対応力強化、これを掲げてはどうかと考えております。

それから、最後、4つ目ですが、現計画では3つ目ですが、豊かな生態系を目指した水産環境整備ということでございます。具体的には、水産物の生活史に配慮した良好な生息環境空間を創出ということを目指して掲げていますが、次期計画に向けては、基本的にはこれを継続しつつも、沿岸環境、これがなかなかよくなるので、特に沿岸環境については藻場・干潟対策、こういったものを強化する必要があるのではないか。加えまして、海水温上昇などこういった気候変動による漁場環境が少しずつ変化しておりますので、そういったものに対策を強化する必要があるのではないかということで、4つ目の重点課題としては、豊かな生態系の創造と海域の生産力の向上、この4つを掲げてはどうかということで

今、整理しております。

では、引き続きこれらについて今後どういう目標を掲げ、どういう施策を講じていくのかといったところをご紹介、ご説明させていただきたいと思います。

3ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1つ目の大きな柱であります水産物の競争力強化と輸出促進のうちの競争力強化の点でございます。

政策課題としましては、先ほど来お話ししていますように、漁業経営が引き続き調子が悪いということで、その改善とあわせて輸入水産物等に対して我が国水産物の競争力強化を図る必要があるということで、このためには、国内水産物の力強く安定的な生産体制を確保する必要、こういう大きな課題に対して、漁港漁場整備としては中段の箱にありますけれども、水産物の品質、付加価値の向上あるいは生産面での効率化によるコストの縮減、あるいは産地で価格形成ができるような能力向上、こういったものに資するような生産・流通体制の強化が必要ではないかということでございます。

このために、今後事業を実施するに当たって目標を設定していく必要があるわけですが、例えば流通拠点漁港、全漁港での実施がなかなか難しいところもありますので、流通拠点漁港における水産物の取り扱いを増加させていくと。例えばですが、こういった目標を今後検討していったらどうかということでございます。さらに、これらを達成していくための具体的な施策としましては、生産・流通機能の再編・集約、水産庁では現在、広域浜プランという施策を進めておりますが、こういったものとの連携によりまして、例えば流通拠点漁港における漁船の大型化への対応ですね。これは前回ご意見が出ましたこういったもの、あるいは養殖等の生産拠点漁港、こういったものもしっかり整備していくということが必要ではないか。さらには、高度衛生管理体制の構築、こういったものが必要ではないかということでございます。

右に広域浜プランの機能再編のイメージ、それから、最近、漁船、運搬船等の大型化が進んでおりますが、そういったイメージ写真を掲載しております。参考までに、枕崎漁港では、海外まき網船についてはコンテナで輸送するというふうな計画もありまして、岸壁の大型化、こういったものが必要になってくると考えております。

それから、4ページに移っていただきまして、今度は輸出の問題でございます。

輸出については、政府課題であります輸出倍増、これに向けて水産物陸揚げの拠点となる漁港の輸出環境の整備、これが急務であるということでございます。このため、漁港漁

場整備においては、生産・流通体制の強化とともに輸出先のニーズに対応した生産体制、こういったものを確保していく必要があると考えております。具体的な目標の設定の案としましては、例えば流通輸出拠点における輸出を拡大と、そういったものが設定できないか。例えば輸出量、輸出先国、輸出品目などが考えられます。

具体的な施策としては、まずは衛生管理体制を強化するという事で、岸壁から冷凍・冷蔵庫、一連の施設を一体的に衛生管理対策を講じる、あるいは輸出ポテンシャルの高い魚種、こういったものの増産を図っていくということをやっていく必要があると考えております。

右の図は、衛生管理対策の漁港のイメージでございます。これは前回も提示させていただきましたが、陸揚げの場から荷さばき、それから、出荷ですね。これはもちろんのこと、さらにその先の冷凍・冷蔵施設、こういったものを含めて一連の衛生管理対策を講じていく必要があると考えております。

それから、輸出ポテンシャルの高い魚種の増産、こういったものについても支援する必要があるということで、ホタテのこれは種苗生産する漁港ですけれども、そういった機能あるいは鹿児島県の薄井漁港ですが、ブリの輸出拠点となっております。こういったところの拠点施設を重点的に整備していく必要があるのではないかと考えてございます。

それから、5ページですが、2つ目の大きな重点課題として豊かな生態系の創造と海域の生産力の向上の関係でございます。

このうち海域の生産力の向上について、これは前回ご説明しましたように、我が国漁業生産量がなかなか厳しいという中で、こういったものの改善を図るには藻場・干潟の衰退など沿岸環境の改善とあわせて沖合の生産力向上、これをあわせて進める必要があるということでございます。

こういったものを対応するために水産基盤整備事業としましては、海域全体の生産力底上げを目指して水産物の生活史に着目し、広域的な水産環境整備を展開していく必要があるということで、例えば目標としては、水産物を増産というのが一つ考えられるかと。具体的な施策としましては、これまで実施してきました生活史に配慮した広域的な水産環境整備の全国展開、これにあわせて、特に沿岸環境の改善については、まずは広域的な藻場・干潟の衰退要因の把握、これはICT等も導入しながら、今後高度に対応していく必要があると考えています。まず、そういった衰退要因をしっかりと把握した上でハード、ソフトの対応、さらには引き続き必要な技術開発、こういったものが重要ではないかと考え

て下ります。

それから、沖合のフロンティア漁場整備につきましては、これまで対象魚種が限定されておりますので、今後より展開していくための漁場造成手法の検討あるいは今、直轄でやっておりますけれども、補助事業との組み合わせによる、より効率・効果的な対策の検討、こういったものが必要ではないかと考えております。

それから、生産力向上の2点目ですが、漁場環境変化への対応でございます。

これは海水温の上昇に特に注目しておりますが、近年、これに起因しまして、藻場、サンゴの衰退あるいは漁場形成が変化しております。こういったものに対応するため、今後良好な水域環境の維持・増進と漁場の移動、こういったものに対する備えが必要ではないかということです。これに対しまして、漁港漁場整備としては、海水温の上昇、これは自然の対応を食いとめるのは基本的に難しいと考えておりまして、漁場環境の変化に順応的に対応するようなことが必要ではないか、順応的な漁場整備、そういったものが必要ではないかと考えております。

目標の例としては、先ほどと同様、水産物の増産あるいは漁場整備の対応できた種、こういったものを増やしていくというものを一つ設定することが考えられるのではないかと。それから、具体の施策としては、まずは漁場環境の変化をしっかりと把握すると。藻場の分布、構成種、漁場の変化、こういったものの変化にしっかりと対応した上で、次に、変化に対応した新たな漁場整備をやっていくということが必要ではないかと考えております。

右の図は参考までに、これは水産総合研究センターが出された研究資料でございますが、図の字が小さくて恐縮ですが、マダイ、シイラ、アイゴ、サワラ、こういった南方の魚が近年、北の水域で多く発見されるとか、ナルトビエイもどんどん北上してしまっていて、最近では、瀬戸内海のアサリなどにも大きな被害を出しております。日本全国でいろんな漁場の変化、魚の生息域の変化が見られておりますので、こういったものをきちんと把握し、それへの対応が必要ではないかということでございます。

それから、次に7ページでございます。

3つ目の大きな課題であります大規模自然災害に備えた対応力の強化ということで、まず、1点目は東日本大震災からの復旧・復興でございます。ご案内のとおり、現在、復興創生期間、これは平成28から32年とされておりました、この間に着実に復旧・復興を完了させるということが政策課題でございます。これに対して、水産基盤整備関係事業におきましても、復旧・復興を総仕上げするというので、まずは漁港関係施設の復旧について

は、平成30年度末までに実施するとしております。その他拠点漁港の市場施設の強化あるいは遅れぎみの住まいの場、生業の場の復興、こういったものを着実に推進していくということで、目標の例としては、もう完了ということを何がしかの形で挙げる必要があるかなど考えて下ります。

それから、これらを達成するための施策としましては、まずは全国的な拠点漁港の高度衛生管理型荷さばき所、こういったものの整備あるいは漁村においては地盤のかさ上げ、生活基盤、防災施設の整備、こういったものによりまして住まいの場を復興するといったこと、また、新たな課題として、一部地域においては地盤の隆起が問題になっておりまして、そういったものにも引き続き対応していくということが重要になります。

参考として右の写真でございますが、これは復興のシンボルとして整備されました石巻漁港の魚市場でございます。平成27年9月、無事供用しまして、現在、水揚げを順調に回復しているところでございます。それから、下段は漁村の復興ということで、これは少し遅れぎみですが、最終的にこれを加速させるということが課題になっているところでございます。

それから、8ページをご覧くださいと思います。

3つ目の課題の2点目、防災・減災でございます。南海トラフ地震等、切迫する地震・津波、これに加えて近年、台風、低気圧、こういったものが甚大化していると懸念されております。こういったものに対して、漁業地域の安全対策、もう一つは、水産業の早期回復対策ですね。これをあわせて急ぐ必要があるということでございます。

これらに対して水産基盤整備事業としましては、まずは人命・財産の防護あるいは救護活動、緊急物資等が速やかに行えるような拠点の整備、2つ目は、仮に被害を受けても地域水産業が早期再開できるための拠点の整備、こういったものを急ぐ必要があると考えております。これら目標に対しては、目標の例としましては、災害に対して安全が確保された地域、これを拡大していくというようなのが一案、さらには、被災時においても国民への水産物がちゃんと供給されると、そういう体制を維持する、こういったものが一つの案として考えられてございます。

具体的な対策としては、流通拠点漁港のまずは耐震・耐津波を強化していくということ、それから、2つ目が新たな視点ですが、海象条件の変化、これにしっかり対応していく必要があるということで、やはり設計条件、潮位、波浪ですね。こういったものは定期的に点検していく必要があるのではないかと考えたことを今後考えていきたいと思っております。さ

らに、人命保護の観点から避難対策、こういったものの強化、さらには業務継続計画あるいは防災協定、ソフト対策、こういったものをしっかり対応していくことが必要になると思います。

それから、最後4つ目の大きな課題でございますが、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出、まず、漁村の活性化の観点でございます。

ご案内のとおり漁村、これは全国平均を上回る早さで人口減少、高齢化が進んで、漁村活力の低下、これが懸念されているわけですが、こういった漁村のにぎわいを創出するためには、まず、漁業そのものが元気になって漁業所得が上がる、これが最善なわけですが、そういったものに対して、現在、浜の活力再生プランという活動を進めております。まずはこれらを進めるというのとあわせて、漁村にはさまざまな魅力的な地域資源がございますので、そういったものの活用あるいは既存ストックの有効活用、こういったものを図りながら都市・漁村の交流、水産業の6次産業化を推進していく必要があるのではないかと考えており、こういった課題に対して、水産基盤整備事業としましては、まずは浜プランと歩調を合わせながら漁業所得の向上を図るような施策、あるいは滞在型の漁村の確立・形成あるいは漁村の魅力発信、こういったものを通じて漁村への来訪客、こういったものを増やすようなお手伝いをする必要があるのではないかと考えております。その際の目標の一例としては、交流人口がどれだけ増えたかというようなものが一案として考えられております。

これらを推進するためには、具体的な施策としまして、浜プランの策定・実行はもとより、直販所の整備、観光メニューの充実、6次産業化の支援、こういったものを着実にやっていく必要があるのではないかと考えております。

参考までに右の写真は直販所、これは富山県黒部市の生地における魚の駅ですね。地魚をご当地で売って、結構繁盛しているといったような例、それから、2つ目は民泊ですね。こういったものが今後着目されてくると思いますが、こういったものの展開、さらにはプレジャーボートの受け入れ、再生可能エネルギーの活用ですね。こういったものを進めるような対策を進めていく必要があるということでございます。

それから、漁村のにぎわいの2点目ですが、生活・就労環境の改善、これはご案内のとおり、漁村の生活環境、就労環境はまだまだ厳しいものがございますので、これを早急に改善する必要があるということです。水産基盤整備事業としましては、女性、高齢者を含む漁村の水産業従事者にとって、住みよく働きやすい漁村づくりを推進してはどうか

か、推進していく必要があると認識のもと、例えば集落排水処理に対応した地域を拡大していく、あるいは漁村にはバリアが多うございますが、そういったバリアフリーを進めていくといったところを目標の一例として掲げております。

こういったものを改善していくために、具体の対策としては、集落排水施設等の整備、それから就労環境改善に係る防風・防暑・防雪施設等の整備、それから、漁港ストックの有効活用、こういったものを展開していったらどうかと考えております。

それから、最後になります、長寿命化対策ですね。これは漁港ストックの最大限の活用という観点から今回こちらのほうに整理、見直しておりますけれども、ご案内のとおり、漁港施設の多くが更新時期を迎え、今後費用増大が懸念されております。そういう中で、ライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図るために長期的な視点を持って計画的に維持、管理していく必要があると考えて下ります。今後これは大きな課題になると思いますが、このために水産基盤整備事業におきましては、計画的な維持保全をやっていこうということでございます。計画的な機能更新あるいはそういう中でも緊急的に急ぐものは、早く見つけてこういったものに着実に対応していくということが必要になると考えております。その際、目標の例としましては、緊急性の高い漁港施設の老朽化対策を早急を実施するようなことが考えられると思います。

対策の具体例としましては、機能保全計画、これまで策定が中心でしたが、これを具体的に実施し、これによりましてコストの縮減等を図りながら、技術の向上、蓄積もしつつ効率的に対策を進めていくと、こういったことが重要になると考えております。

ご説明は以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

後半、資料3-1と資料3-2で説明していただきました長期計画の構成とか、その重点課題、それに対応した施策については後で少しまとめてご意見をいただく時間を設けたいと思っておりますが、その前に、資料1と資料2についてご確認をいただきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお受けしたいと思っております。

資料1の論点スケジュールを見ますと、今回、第2回の審議では、新たな漁港漁場整備長期計画についての重点課題が今説明していただいた4本柱でいいかというようなこと、それから、キーワードや分野についての具体的な方向性、施策等について不足しているようなところがないかというようなところに二重丸がついておりまして、そこを中心に議論をしてほしいということでございます。全体的なスケジュールの流れも含めてご確認をお

願いたいと思います。

それから、資料2のほうは前回の分科会でいただいた委員の皆さんのご意見に対する対応について整理をしていただいております。これらについても、何かお気づきの点などありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

まず、この資料1と資料2について何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、資料3-1、資料3-2のほうに移って、また後で何かあればご発言をお願いするというようにしたいと思います。

それでは、資料3-1、資料3-2、きょうの審議の重要なところだろうと思いますけれども、内容、その他についてご質問あるいはご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、片石委員。

○片石委員 資料3-2になります。まず、輸出等の3ページ、4ページのところに関しまして、輸出は国内外の販路を拡大するというので、あと、漁協にとっては安定的な出荷先にもなるので、ぜひ推進したい施策だと思います。

北海道の事例になりますけれども、私、北海道にいたときに3年間ほど東南アジアの特に香港に向けての水産物の試験輸出の取り組みというものをしました。その中で、香港あたりはいろんなものがもうあふれていて、特にそんなに真新しいものがないのですけれども、よく、活魚のニーズが現地で聞かれました。その活魚を輸送するということになりますと、例えば空港に近い漁港ですとか、すぐに空港に持っていけるところとか、高速道路にアクセスがよくて近いところなんかは輸出に関しては、拠点になるのかなと思います。

先ほど岡課長の説明の中で、大きなコンテナで輸出がされるとおっしゃっていましたが、トレーラーの様な大型車が入っていけるような道路がない漁村も多いと思いますので、その輸出に関してはニーズの把握と、実際に今取り組みをされているところの事例をいろいろ調べていただいて、必要な施設、たとえば活魚出荷には蓄養水槽や冷蔵庫など必要ですし、輸送時間が長くなれば、生かしておくための工夫が必要です。例えば、梱包の仕方とか、出荷前の魚の扱い方とか、ソフト面の課題もあります。自分で取り組んでみると、解決すべき課題がいろいろ見えてきておりました。ですのでいろいろ情報を調べていただいて、ぜひ目標などの中に入れていただければと思います。

あと、資源、環境の関係で、5ページ、6ページになります。藻場が減少しているとかというのは私も20年ぐらい前に環境省のデータで見えておりましたが、実際に今どう

いう状況になっているのか情報がないですね。資料にICT等の活用と記述あれていますが、I C Tを使って漁業者がどこで何を漁獲したかというデータを蓄積するとか、船に温度等を観測するような装置もつけば環境データも取得できます。漁業者にはすぐに賛同は得られないかもしれませんが、将来10年先とか20年先の長い目で見たときに、資源が持続することが漁業者にとってはいいわけですから、漁業作業の中で情報化を進め、漁獲や漁場などに関するデータベースをつくって、研究や資源管理などに利用できるような、環境づくりがあってもよいと思います。

スマホを使えば、簡単に位置情報や漁獲量などは入力できますし、特に若い漁業者は全く問題なく機器は使います。考えてみてはいかがでしょうか。特にノルウェーで私が見た事例だと、漁船の中で漁業者がパソコンで漁獲を入力してました。その結果、毎日、各船の漁獲量が更新されていくので、T A C管理もしやすく生産者、購入者ともに情報を見ることができます。あとどれぐらいでT A Cが終わりになるのか予想ができるので、生産者、購入者にとっては価値ある情報です。日本もアナログのデータ管理は変えていったほうがよろしいんじゃないかなと思います。

もう一つ、防災のことに关してですけれども、この5年ぐらい特に大雨だとか大雪とか、本当に異常気候に起因した災害が各地で多くなっていると思います。現実として産地でどういふ被害が出ているのかというのを少し具体的に次回でもその次でもよろしいんですけども、資料でできれば示していただきたいなと思います。漁獲する魚種が変わっているとか、それは資料に少し記載がありましたけれども、どんな大雨で被害が出たか。河川の洪水であれば、あまり報道されない漁港での被害、山が崩れたとか実際に被害としてあるそうですので、少し細かく調べて情報として教えていただきたいなと思います。

とりあえず以上です。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。今、何かお答えいただけることはありますか。

○岡計画課長 貴重なご意見、ありがとうございます。

まず、1点目の輸出の関係ですけれども、もうまさに片石先生おっしゃるとおりでありまして、この分科会では漁港漁場整備を中心ということでハードのデータをお示ししておりますが、ちょっとご参考までに農林水産省では、やはり輸出をふやしていこうということで、今年度農林水産業の輸出力強化戦略というものを立てまして、ソフトからハード、一連の必要な輸出増大に向けての対策を整理して、連携して対応していこうという今動き

をとってございます。

例えばどこの国にどういうマーケットがあるかとか、次に輸出する際には例えばどういう手続があって、その場合、どういうところが今ハードルになっているかとか、さらには具体的に輸出するには、今、先生がおっしゃったような蓄養、活魚、そういうものを含めてどういう技術が必要か検討しているところです。最終的に私ども基盤となる入り口の部分では、どういう衛生管理対策を求められるか、講ずる必要があるかといったところを整理しまして、対応しています。

いただいたご意見は非常に重要だと思いますので、特に漁港漁場整備に関するものについては、もう少し情報を整理しまして、より具体的な密接にかかわるソフト部分との連携、そういうところをもう少し整理させていただきたいと思います。

それから、2点目の藻場等の海の環境関係についてICT技術等を導入して、もう少しデータベースとして幅広く活用すべき、これは私どももしっかり対応していきたいと思っております。資料のほうでも、まず5ページのところで藻場の衰退要因の把握、要は環境変化の把握、こういったもののICTを導入して活用するか、それから、3つ目のポツで漁場管理へのICTの活用、まさに先生おっしゃったようないろんな方から情報を得て、それをデータベース化して海の環境がどう動くか、あるいは資源がどうされるか。資源管理の部分については、ちょっと私どもの所掌ではないんですけれども、大きな動きとしては、そのような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、3点目の災害の情報を近年の大雨、大雪等、特に今年は北海道でも大きな被害が出ましたけれども、産地で具体的にどのような被害が出ているのかという情報も少しクリアにしてほしいと。これはちょっと整理させていただきたいと思います。3点目について、防災漁村課さん、ご意見はいいですか。

○山本水産施設災害対策室長 災害については、発災後定期的にホームページでも公開しているという状況です。

それで、一言言わせていただきますと、ことしは4月以降、熊本地震、それから、地震で言うと、ついこの間あった鳥取地震もございました。幸い鳥取の地震では漁港の施設の被害はないという状況でございまして、あとは台風もたくさん来ましたが、基本的に南のほうですね。沖縄、九州あたりの被害は比較的少ないというような状況で、むしろ北のほうが多かったかなというような状況でございまして、また、その辺についても次回ちょっとまとめさせていただいて、ご説明したいと思います。

○高吉漁港漁場整備部長 少し補足しますけれども、熊本の地震の後大雨が続きました、山が崩れて、そこから流木が出るとか、また、土砂が干潟に流れ込んでアサリの漁場が埋まる、そういった被害がありました。それから、八、九月の台風災害でも、岩手県などでは洪水によってサケマスのはなげ場、そこに土砂が流れ込んだとか、北海道でも流木が海に流れ込んで、定置網への影響などもあって漁業者の方が回収作業に追われたということがありました。川と海の関係が今回の災害では非常に注目されたと思っております。

以上です。

○中田分科会長 現状とか実態についての情報を共有しながら、こういう長期計画の検討をしていくことは非常に大事だと思いますので、その点、次回以降の資料の準備、その他よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに何かご意見等ございませんでしょうか。

一つ私のほうから要望なんです、今の5ページですね。海域の広域的な水産環境整備に取り組むということ、大変重要なことだと思いますが、ただ、少し将来的な方向も考えますと、漁場環境の保全とか回復というのは、漁場だけの取り組みでは当然不十分なところがあるわけですね。最近、ここ10年ぐらい前から森・川・里・海の連携というようなことがいろいろ指摘されて、課題として出てきています。これはこの分科会だけでは対応できないかもしれませんけれども、ほかの省庁とか部局なんかとも必要な連携をとりながら、森・川・里・海の水とか物質の循環の中で漁場の環境の保全とか回復を考えていくような視点というのをやっぱりどこかで位置づけて、そういう視点を持ちながら検討していくというのは非常に大事なところだと思いますので、その点、よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

ほかに皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

もう一つ、沿岸環境の改善というときに、藻場・干潟、磯焼け、サンゴ礁の問題とかいろいろ出てきているんですが、なかなか表に出てきていない問題の一つとして内湾の底層の貧酸素化の問題は結構大事なんじゃないかと思ひます。これはこの分科会の範囲に入っているかどうか分かりませんが、例えば環境省のほうで今年度から底層の溶存酸素濃度というのが環境基準に入ってきたというような状況があります。また、海底付近に酸素のない水が広がってきている場所はデッドゾーンというような言い方もされていますけれども、そういうのが世界的にも大きな問題になってきている中で、そういう問題に対して、改善していくというような方向づけも必要なんじゃないかと思ひます。どういふふうに対策、

施策の中で取り込めるのかわからないんですが、課題の一つとして挙げておきたいと思います。

この問題は、無酸素化した水が沿岸に押し寄せてきて、養殖漁場に大きな被害を出すようなことが繰り返し起きている青潮の問題ともつながってきます。そこら辺をどこでどういうふうに扱うのか、何かわかるとところがあれば教えていただきたいと思います。

○岡計画課長 ありがとうございます。

まず、1点目の森・川・海との連携ですが、整備計画の中に直接事業量等で入らない場合は、漁港漁場整備基本方針の中で、関係省庁との連携あるいは環境面でのさまざまな連携事項を整理するところがございますので、後ほど簡単にご紹介したいと思いますけれども、基本方針の大きな4番で漁港漁場整備事業の推進に配慮すべき環境等の調和に関する事項というのを立てるようになっておりますので、その辺で書き込むというのが一つ考え得るかなと。

2点目については、内湾の底層の貧酸素化、これは我が国沿岸あるいは閉鎖性の湾内で見られますので、重要な問題と考えております。これも具体的に事業量として入れるのか、あるいは考え方として入れるのか、これは要検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○中田分科会長 ほかに何かご意見があれば。

では、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 公共施設の管理で、やはり先ほどビッグデータの活用の話も出ましたけれども、そういうものの管理の高度化というか電子化というか、そういう視点が恐らく必要はずで、今日の資料を見ますと、例えば8ページですか、防災・減災のところの具体施策の中で2番目ですか、定期的な設計条件の点検とかこんなのがありますし、それから、11ページの長寿命化のところの施策も施設情報の電子化等による効率的な管理技術の導入とあるわけです。

だから、4つの柱があって、少しばらばらと出てくる感じがあるんですけども、やはりこれからこういう計画をつくって、もちろんそれは事業量を確保して必要なものをつくっていくという中で、特に高度な管理のあり方といいますか、これはやっぱり一貫した新しい手法として特に力を入れてやっていただきたいと、こう思うところなので、もちろん柱があって、少しばらばらに出てくるのはある意味仕方がないんですけども、全体に公物というか公共施設管理のそういう高度化とか合理化とか、それ全体を通して長寿命化を

図ったり、あるいは柔軟にいろんな目的で使うことを可能にするとか、あるいは災害の際にはそれをフルに機能が活用できるように連携して動けるようにするとか、そういうものの管理の高度化といいますか、あるいはそのための技術開発とか新しい考え方とか、必要なものをつくるとか、そういうビッグデータの処理なんかを生かして公物を管理する取り組みみたいなものがおそらく出てきてはいるので、それはキーワードとして見えるような形にもう少しなっていると、わかりやすいのではないかというふうにちょっと感想を持ちましたので、ちょっとご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○岡計画課長 大変貴重なご意見、ありがとうございます。

先ほど少し紹介させていただきましたけれども、現在、財政諮問会議の中に社会資本整備等ワーキンググループというものが設置されていまして、今後の公共施設はどうあるべきか、これはいろいろな多角的に検討されていまして、その一つの課題として、今、先生ご指摘ありましたような管理の高度化ですね。その際、ICT技術といいますか、そういったものを可能な限り導入して効率的にやっていく必要があるというふうなのが課題として挙げられております。

具体的には、今、長寿命化の施設がどれだけあって、どれだけ老朽化して、どの時点でやる必要があるといったようなデータ整備、あるいは先ほど片石先生からありましたような海の藻場・干潟等、そういった海の環境に係るデータ、それから、そもそも漁港施設がどれだけあるかといういわゆる私ども漁港のデータベースの台帳というものを全漁港で施設を整理しているんですが、そういったもののやっぱりデータ整理、いろんな面でデータベース化して、それらを効率的に活用していくと。それによってやはり管理の高度化、効率化、これを図っていくというようなのがございますので、もう少しちょっと検討させていただいて、浮き上がるように勉強させていただければと思います。本当にありがとうございます。

○中田分科会長 政策課題とか事業実施の目標、具体の施策というのが並んでいるんですけども、ここら辺の表現の仕方も含めて、見せ方の工夫といいますか、どういう方向に変えていこうとしているか、そういう方向が見えるように、新しいテクノロジーもうまく活用しながら、こういう方向に従来と少し変わった方向、こういう新しい方向に向かいつつあるというようなのがわかりやすく伝わるといいなと思います。どうもありがとうございました。

ほかに何かございますか。

では、嘉山委員。

○嘉山委員 少し細かいところなんですけれども、にぎわいのほうの話で、民泊とかがあるんですけれども、うちとかも民泊をやっているんですけれども、実際に地方での民泊と都会、うちのほうは東京に近くて、東京に来る修学旅行生が泊まるんですけれども、都市型の民泊とで結構何かすごい実態に差がありそうなので、実態を全国各地でそれなりに調べて、その民泊によって例えば漁師の家庭にどれだけの利益がもたらされているとかいいうのもちょっと調べたほうが、ただ単に旅行業者が宿泊施設が不足していて、それを民間に押しつけているという感じのときもあるので、その辺をちょっと細かく調べたほうがいような気がしています。

○坂本防災漁村課長 ありがとうございます。

民泊については、今、嘉山さんがおっしゃったように押しつけというか、便利使いされるというのは不本意なところでして、むしろいろんな方々との交流の場として重要視する、もしくはそれが結果として漁家の所得の向上に寄与すると。そしてまた、それが漁村の魅力として定着して、外からの人もそこに居住なさるとか、若い人たちが定住を望むようになると、そういった形のものが望ましいわけですので、私どもとしても、これからそういった観点からの民泊というのは大いに拡大していかなければいかんし、むしろ推奨していかなければいかんというふうに考えておりますので、いずれにしても、今ぼちぼち集め始めているところもでございます。また、政府としてのそういった分野への支援というものを今、相当程度考えられてきているというところもありますので、具体的な方向性も含めて、機会があればお示しさせていただければと思います。ありがとうございます。

○中田分科会長 ほかに何か。

では、柳内委員、お願いします。

○柳内委員 改めて漁港漁場整備の範囲の広さを痛感しているところです。ここに挙げていただいた重点課題の案としても、これはごもっともなところかと思っております。

一方、日本の現状を見てきますと、少子高齢化が進んでいるわけですし、水産資源の推移の変動等々のいろいろな方向性も変わってきているところかと思えます。そんな中で輸出促進というのも一つの柱だろうと。改めてちょっと考えたところ、どの漁港もみんなが輸出促進を目指すわけじゃないでしょうし、国内向けに高付加価値、売れるという漁港があるのも実態だと思いますし、要はここに挙がっているポイントはごもっともなんですけど、それをどう組み合わせるか、限られた予算の中でどういうハード、そして、ソフトも含め

た一体的な整備をしていくかという協議の場をもうちょっと増やすようなことがこの漁港整備に関しても、ほかの公共事業と同様かもしれませんが、必要になってきている時代なのかと思っております。

やはり地元としては、限られた総額の予算で、ではハードはどこを優先的に整備してほしいのか、もしくはソフトをどうしてほしいのかとか、漁業者は漁船だったり漁具だったりとかいろんなポイントはあろうかと思っておりますので、うまく言えなくて恐縮なんですけど、我々そのコミュニティがどの分野を攻めるのか、そういう方向性をつかみかねているかもしれないので、そういうプランニングだったりソフトもしくは方向性決めの地元の協議の場とか、それはコンサルタント的なものかもしれませんが、そういう入り口の拡充みたいなものも副次的にセットで描いていただくと、より皆さんが望む漁港整備が実現できるんじゃないかなとふと思ったもので、ちょっとこのテーマにはそぐわないかもしれないんですけど、そんな思いでした。

以上です。

○岡計画課長 ありがとうございます。

まず、漁業に限れば、今、水産庁では浜プランというような取り組みを進めていまして、漁業者さんがこれは中心になりますけれども、所得向上に向けてどういう対策が必要かという場づくりを支援しているのと、もう一つは、今、柳内さんがおっしゃいましたように、施設を整備するにおいても、地域コミュニティでいろいろ協議、意見の言える場があったらいいというふうなことだと思っております。この長期計画の中で書けるのか、基本方針の中でやはり地域の皆さんのご活用、ご意見が反映させるような場を設置する重要性みたいなものを言及するのか、ちょっと検討させていただければと思います。

○中田分科会長 予定の時間が押してきていまして、先ほどから基本方針のほうの話も出ているので、そろそろ次のほうにと思っておりますが、何か部長のほうからございますか。

○高吉漁港漁場整備部長 今の柳内委員のご指摘ですが、3ページにあるように広域浜プランというものをつくっております。計画課長が申しましたのは、浜ごとに所得向上の計画をつくる浜プランですけれども、もう少し横の連携をとって、広いエリアの中で漁港も含めて機能の再編をどうしていくのかということをお話し合ってください。広域浜プランという仕組みがあります。そこで例えば3市場を統合しようとか、製氷施設が3つあるのを2つにしようとか、そういった議論をしていただいています。その辺がうまくまとまってくれば、それぞれの漁港の役割分担、これもはっきりしてきますし、そういった地域の話

し合いの結果も生かしながら、今後の漁港整備をしていきたいと考えております。

○中田分科会長 次に行こうと思っていたんですが、言い忘れていたことがあるのを思い出しました。10ページの生活環境改善というところに関係があるのかもしれないんですが、住みやすい漁村づくり、環境整備ということの関連で、私はこれから先のことを考えると、水産系廃棄物の処理とカリサイクルの問題、あるいは食品ロスをどうやって減らしていくのかというような課題への取り組みというのは、結構大事だと思います。ここの中に全部は入り切れないかもしれませんが、どこかでそういったことも検討に含めていただきたいなと思っております。これは要望として聞いておいていただければと思います。

では、片石委員。

○片石委員 時間のない中で恐縮ですけれども、1つだけ。漁村活性化のところで、今回、漁村の魅力の発信や外国人観光客の訪問促進を目標として挙げていただけていますが、私は外からの目で見えていまして、漁村は自分たちの地域の中でだけ、漁協さんが特に頑張っていて、例えばイベントをやられても、集客は、地域を中心に周辺の都市部の方々が来ることもあるというようなイメージです。

首都圏の漁港は、集客の対象となる人口も多いですし、漁港への交通アクセスも、直接新宿から漁港のある町にバスがったりしますから、地方の漁港とは条件がことなると思います。幅広く交流人口や外国人観光客の訪問を増加するのであれば、域内外の連携が必要だと思います。

観光客は道路とくに主な国道を通っていろいろ目的地を回ると思いますが、そのルート上に漁村がなければ、寄っていただけないと思います。そのためには、魅力的な地場のものを出すレストランとか魚やお土産を買える場所があるということも重要ですし、それに加えて観光客を呼び込むための工夫として、人とか組織の連携が必要です。

これは私が外から見て思っていることですが、せっかく生産地から盛合さんが見えになっているので、ご意見を伺ってみたいのですが、可能でしょうか。

○中田分科会長 何か一言。

○盛合委員 今、先生のお話も含めてでございますが、漁業にとって、水産業にとって一番何が今深刻な問題だと私が抱えていることは、漁業就業者の減少でございます。震災後は速やかに漁港をつくっていただき感謝いたします。大変ありがとうございました。ただこれからの就業者のことを考えた時、果たしてこの先、10年、20年経った時、ものだけが残るのではとの危惧がございます。私が所属している漁協は、岩手県でも一番漁業後継者

が残っていると言われている所でございますが、この先のことを考えると、それでもけっして多くはないと思っております。資料をお示しいただいた中で、漁港のストックの最大限の活用と漁村のにぎわい創出との目標の女性、高齢者を含む漁村とのところで、これは女性、高齢者だけでなく、やはり、若い人たちや、特に子供たちも含めて活用や重要性も考え伝えて行かなければと思います。確かに大きな漁港は継続し残ると思いますが、日本全国に於いては就業者の減少による漁村地域などはだんだんと増えるのではと思います。そのような点もふまえてよろしくお願ひしたいと思ひます。

当地でも年に一回漁協主催のイベント（水産物の販売等）を漁港で開催しています。当地は本州最東端の人口1,500人弱の漁村ですが、県内外から4,000人位の方々がおこしになります。港へ続く道路や漁村、活性化を考えた場合はやはり各組織間の連携は必要と思ひます。

○岡計画課長 ありがとうございます。

まず、片石先生の人を呼び込む策ですね。これはちょっと各漁港、漁村、魅力あるところがネットワークを組むような仕組みもちょっと検討してみたいと思ひます。

それから、盛合さんの高齢漁業者、女性だけではなくて、当然若者、子供たちですね。そういった方にも魅力ある地域づくり、環境づくりというのもよく認識しておりますので、特に今回、漁村のにぎわいという中で交流人口をふやそうというところに一つ重点を置きたいなと思ひますので、そういった中でもう少し突っ込んで検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○中田分科会長 では、嘉山委員、少し短目をお願いします。

○嘉山委員 短目にいきます。うちなんかの水産会社も施設の老朽化とか、新しい施設と考へているんですけども、それで新しい施設を建てようと思へて、実際に今どこで新しい施設があるか視察に行こうと思へると、実際に西日本よりも東日本の震災で被害を受けてしまったところばかりなんですね。ということは、被害を受けてしまったところは国からとかの支援を受けて何とか復興できたようなところばかりで、実際に関東から西日本に関しては、支援がなければ水産会社が今後、施設を新しくしてずっと経営していけるかどうかと考へると、ちょっと厳しい面が今の水揚げ状況からするとあるので、国からの支援を漁協とかだけでなく、水産会社へも手厚くしていただければと思ひます。要望なんですから、よろしくお願ひします。

○岡計画課長 なかなか個社への直接ご支援というのは難しいんですけども、ご意見は

承っておきたいと思います。

○中田分科会長 それでは、予定の時間が過ぎておりますし、次の審議事項も関連するところがあると思いますので、そちらに移りたいと思います。

2番の審議事項、漁港漁場整備基本方針の変更の視点について事務局のほうから資料の説明をお願いします。資料4ですね。

○岡計画課長 それでは、資料4に基づいてご説明したいと思います。

資料4、漁港漁場整備基本方針の変更の視点でございます。冒頭にお話ししましたように基本方針、今回が初めてのご説明でありまして、今後、第3回、第4回で詳細を詰めていきたいと思っています。今回はその取っかかりの視点ということで、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、今回の変更のポイントですが、前回簡単にご説明しましたように、漁港漁場整備の基本方針、この1ページでございます5つの章ででき上がっております。まず、1つ目が推進に関する基本的な方向、これが漁港漁場整備長期計画と大きくかかわるところでございます。重点課題の考え方等、ここで改めて整理することになっております。2点目が効率的な実施に関する事項ということ、3点目が施行上必要とされる技術的な指針、この辺は実施あるいは技術的な事項でございますので、特段この場で詳細のご議論をいただくということは考えておりません。それから、IV章は先ほど少し話題に上りました環境との調和に関するような事項、それから、最後にV章で事業の推進に関する重要事項、こういったものを整理することになっております。

ちょっと詳細は、2ページ以降でご説明したいと思います。

まず、第I章の漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向、これは今ずっと前回、今回とご議論いただいております長期計画の重点課題と同様でございます。現在、右にありますような①から④の重点課題を考えているところでございまして、最終的に長期計画の課題設定と同じところを整理してまいりたいと思っております。

それから、3ページでございますが、効率的な実施に関する事項としましては、左の箱にございますように、現基本方針では①から⑦で整理しております。

1つが連携に関する事項ということで、漁港と漁場の一体整備のようなことを盛り込んでいます。2点目は漁港の役割分担ですね。約3,000ある漁港をいかに役割分担を図りながら効率的に事業を実施していくか。3点目が国と地方の役割分担、4点目が工事の効率性の向上に関する事項、この中で入札・契約制度の話あるいはコスト縮減のような取り組み

み、こういったものを盛り込むことにしております。5点目が技術の開発に関する事項、それから、6点目が国民に開かれた事業制度に関する事項、最近、事ここを求められていますが、事業評価、政策評価ですね。こういったことの取り組みをここで記載することにしております。

7つ目が民間活力の導入ということで、今回主な変更のポイントのみを記載しておりますが、まず、2つ目の課題、漁港の役割分担については、漁港機能の集約化と既存の漁港施設の有効活用、これを次期計画の一つの重要課題と考えておりますので、その考え方をここで少し強化したいと考えて下ります。

それから、4点目の効率性に関する事項につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがございまして、平成26年6月4日にこれは改正されております。従来、公共工事、一時いろいろたたかれて、ダンピングが横行し、それによってちょっと言葉は悪いですが、悪質なものができ上がったとか、それによって建設業者の利益がなくなったということで、若者が担い手として減ってきている状況にあります。そういう事情に鑑みまして、ダンピングの防止、適正価格の設定、さらには担い手の育成と、そういったものをこの法律に盛り込んでおりますので、そういったところを反映する必要があるということなんです。

それから、5点目はいろいろな議論を通じまして、必要な技術開発、そういった観点を盛り込みたいと考えています。

それから、6点目は行政事業レビューの、公開プロセスについて今回6月に、私ども水産基盤整備事業が対象となりました。その際、事業の内容については一定のご理解を得たんですが、成果目標が抽象的でわかりにくいと、そういうこともありまして、今回幾つか考え方を提示させていただいたわけですが、この辺を少し整理、強化していく必要があるのかなということでございます。

続きまして、4ページでございますけれども、施行上必要とされる技術的な指針、これにつきましては、いわゆる設計基準ではないんですけれども、設計の考え方の基本をここで整理することになっていきます。これにつきましても、平成27年7月に水産庁漁港漁場施設の設計体系を従来の仕様規定というものから性能規定というものに大きく移行させました。仕様規定というものは、もうあらかじめ設計のプロセス、これを明示してそのとおりにやってください、それでオーケーであればいいですよというやり方だったんですが、できたものの性能を規定すると。その際、設計のプロセスは相手方の判断に委ねるということ

にしておりますので、その辺の考え方を今回盛り込みたいと思っております。

それから、最後に5ページでございますが、大きな第IV章として配慮すべき環境との調和ということがありますが、主な変更のポイントをちょっと書いておりませんが、きょうのご議論なども踏まえて検討させていただきたいと思えます。

それから、第V章のその他重要事項というところで、都市と漁村との交流あるいは高齢・女性に配慮した施設整備等を記載する予定になってはいますが、今回、先ほどもありましたように交流促進策、これを強化したいと考えておりますので、そういった議論を踏まえて内容を充実していきたいと考えております。

以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

この漁港漁場整備基本方針の変更というのも、先ほどから議論していただきました長期計画の策定と表裏一体の関係にあるように思います。何かただいまの説明につきましてご意見等ありましたら、ご発言をお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

今、表裏一体と言ったんですが、基本方針と長期計画の関係というのはどういうふうに考えておけばよろしいですか。

○岡計画課長 まさしく表裏一体なんですが、法律上は漁港漁場整備の基本方針、まずは大臣がこれを定めると体系上はなっていて、漁港漁場整備長期計画は、農林水産大臣が定めた基本方針に基づいて長期計画、実施の目標、事業量を定めるということになってはいますが、実際特に冒頭にお話ししましたように、内容が第I章の基本的な方向、ここが長期計画の目指すべき考え方と全くほぼ同一でございますので、長期計画の議論がこの第I章の議論にまさになっております。あとの第II章、第III章等については実施の観点でございますので、最終的にはこれも長期計画の留意事項等に反映されてくるわけですが、体系上は基本方針があって計画ということなんですが、実態上はもう表裏一体ということで考えてございます。

○中田分科会長 特にこの最初の基本的な方向というところの持っていく方が非常に大事なところだろうと思えますが、何かこの基本方針の変更のポイント等についてご意見ございますでしょうか。

先ほどから出てきたご意見の中で、この基本方針の中に取り込んだほうがよさそうなこともありそうですので、そこら辺の整理を少ししていただいて、次回以降、もう一度検討していただくことにしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

漁港漁場整備の長期計画、それから、基本方針に関して非常に活発な意見交換をしていただきまして、どうもありがとうございました。次回以降もよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、引き続きまして、諮問事項の審議に移ります。あらかじめお断りしておきますけれども、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本分科会の議決をもって水産政策審議会の議決とすることになります。この点についてよろしくお願ひいたします。

それでは、高吉部長から諮問をお願ひいたします。

○高吉漁港漁場整備部長 委員の皆様のところには、資料5の上に写しという判を押したものがございます。これが諮問文の写しでございますので、これを朗読させていただきます。

28水港第2272号。平成28年11月1日。水産政策審議会会長、馬場治殿。農林水産大臣、山本有二。

漁港施設としてみなされる施設の指定について。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第40条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記。諮問第270号、漁港施設としてみなされる施設の指定について（別添資料5）。

でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中田分科会長 それでは、本日諮問がございました件につきまして事務局から説明を受けたいと思います。

○岡計画課長 それでは、資料5に基づいてご説明したいと思います。参考資料としてスライドを用意しておりますので、こちらのほうをご覧いただければと思います。

なお、先生方にスライドのコピーもお渡ししておりますので、見えにくければお手元の資料もご参考いただければと思います。

本日ご審議をいただきますのは、漁港漁場整備法第40条第2項に基づきまして、農林水産大臣が本審議会の議を経て指定する漁港施設とみなされる施設でございます。事案は鳥取県境港市にあります特定第3種漁港、境漁港においてJFしまねが整備されます冷凍及び冷蔵施設でございます。この内容についてご説明申し上げたいと思います。

まず、これはご案内のとおり鳥取県ですが、鳥取県沿岸部ですね。海岸線が約130キロ

ございまして、漁港については県が管理する漁港が4つ、それから、市町村が管理される漁港、第1種漁港が14、計18ございます。今日お話しします境漁港は、この西の端にございます。

これは境漁港でございしますが、境漁港は弓ヶ浜半島と島根半島に位置します境水道、ここに位置するわけですが、古くから天然の良港として利用されてまいりました。漁港としましては、昭和28年、このときに第3種漁港としての指定を受けまして、日本海を代表する沖合の漁業として全国的な水産物の生産・流通、こういう役割を担っているところでございます。

境漁港の概要ですけれども、境漁港利用漁船は大中まき網、これが約8割の生産量を占めるわけなんです、その他、ベニズワイ、沖底、沿岸漁業、さまざまな漁業がなされておりまして、26年の陸揚量約11万5,000トン、全国第4位、陸揚金額についても192億、これも全国第4位と屈指の漁港でございます。

参考までに、クロマグロあるいはベニズワイ、こういったものは我が国日本一の陸揚量を誇っております。

この境漁港では、現在、平成26年10月に定めました特定漁港漁場整備事業計画、これに基づきまして、衛生管理型の漁港を整備するため、この赤で囲った荷さばきの施設、それから、あわせまして耐震が足りないので、一部施設の耐震強化を図っているところでございます。具体的には、この1号上屋、2号上屋、これは沖合底びき等が利用するもの、それから、3号上屋、4号上屋、5号上屋、6号上屋とございますが、この辺が主力のまき網漁船が利用するものでございます。ここが後ほどキーになってくるわけなんです、この3号上屋、この辺の施設が平成29年の秋、10月に一部供用を開始します。それはまき網のピークが10月、11月からやってくるということで、ここを一部供用させるということでございます。

これは農林水産業の輸出力強化戦略でございまして。政府では、農林水産物の輸出を促進しようということで、具体的には2020年までに1兆円に引き上げようという目標を持っておりますが、特に水産物については、現状1,700億円を2020年までに3,500億円に倍増させると、こういう計画であります、今年6月には先ほどの骨太の方針の中で、これを1年、2019年に前倒しするということが決定されたところでございます。

こういう中で、政府では本年8月2日、未来への投資を実現する経済対策、これが閣議決定されまして、農林水産省としましては、T P Pの協定発効を見据えて農林水産物の輸

出促進、競争力強化、これを図ろうということにしたわけですが、それに関連しまして、10月に設立されました補正予算、その中において水産庁では水産物の輸出を促進するという事で、水産物輸出促進緊急等整備事業、これを立ち上げたところでございます。具体的には、大規模流通拠点、境漁港もそれに該当するわけですが、輸出ポテンシャルの高い漁港におきまして、従来は漁港の基本施設の整備が中心だったんですが、それでは間に合わないということで、荷さばき、それから、冷凍・冷蔵、製氷ですね。こういった共同利用施設も一連の衛生管理対策上必要なものについては一体的に整備をするという事業を立ち上げてまして、そのための予算約70億円を措置したところでございます。

このような中で、境漁港の輸出の状況ですが、1990年代、80年から90年代においては、当時イワシがたくさん獲れたものですから、加工向けとしてフィリピン等へ1万トンから3万トン、かなり出しておりました。それがその後イワシが獲れなくなったこともあり、低迷していたんですが、最近ではアジ、サバを中心に加工向けの冷凍魚、これは韓国、中国、ベトナムの方へ出すようになってきております。

このような中で、境港地区で輸出を増やすためには、特にハード面で幾つかの課題が残されています。1つは水産物の陸揚げから荷さばき、出荷の各段階で衛生管理対策が講じられていない関係で、いろんな危害が混入するおそれがあると考えております。2つ目は、特に陸揚げの拠点となります境漁港、ここの衛生管理対策が不十分でありますので、鳥の糞が入ったり雨などが混入する、あるいは荷さばき所がオープンなため温度管理ができないなど、こういった問題があります。さらに、地域としてはアジ、サバの陸揚げ、こういったものは多くが冷凍・冷蔵に回されるんですけども、その能力が不足していると、こういう問題がございます。こういった問題を今後解決していく必要があるということでございます。

このような中で、JFしまねさんのほうでは、冷凍・冷蔵庫の整備を考えたいという動きがございました。その背景は、このご当地、主力がまき網のイワシ、サバなんですけれども、これら魚は先ほどお話ししましたように流通はトラックに一旦乗せて、魚体の選別をして冷凍パンで凍結保存されるというのが通常なんですけれども、ご当地の冷凍・冷蔵能力というのは残念ながら1,000トンしかないところ。ところが、最近では一時イワシの捕獲が減っていたので、境漁港の陸揚げも減っていたんですけども、最近では回復傾向にあるということで、この1,000トンでは足りないという状況が見受けられております。その際は、境漁港に揚げられないものから、近隣の浜田漁港あるいは益田の方へ輸送する、ある

いは極端な場合はまき網漁船が操業自粛を余儀なくされると、そういう事態も出てきてございます。そういうことから、地元の冷凍処理能力向上の観点から、この冷凍・冷蔵庫というのは非常に期待されているということです。

JFしまねさんでは、このような事態に鑑みまして、具体的な冷凍・冷蔵庫の整備を計画されております。また、その際、先ほどご案内しました水産庁が用意した水産物輸出促進緊急等整備事業等、これを活用したいということでございます。具体的には、この赤枠で——これちょっと字が小さいですけども、恐縮ですが——の部分、鉄骨平屋建ての1棟、4,900平米の建屋を設けまして、まずは冷凍用の冷凍庫ですね、凍結用の冷凍庫、これ30トンの2基をここに整備すると。それから、冷蔵庫ですね、保管用の冷蔵庫1,000トンと2,000トンを1基、延べ4,000トンの能力になりますけれども、こちらに整備する。それから、鮮魚用の冷蔵施設もあわせて整備するという計画、これにあわせて、附帯施設としてセレクター等を整備するという全体計画になっております。

これによりまして、1日当たりの処理能力は凍結用冷凍能力が60トン、保管用の冷蔵能力が50トン、鮮魚用の冷蔵能力が84トン、計約200トンぐらい、約200トン処理能力が上がるということになります。この結果、この効果として先ほどお話ししていたまき網が来年10月に一部供用されていくわけですけども、衛生管理市場の整備とあわせて、この冷凍・冷蔵庫が機能することによりまして、安全・安心な水産物が安定的に提供されるものと考えております。それから、これまでここ数年間、構造的に漁獲物の陸揚げが追いついておりませんでした。それによって操業機会とか漁獲量の増加、これが制約を受けていたわけですが、こういったものが解消されると考えております。さらには、処理能力の向上によりまして、水産物の輸出量の増加と安定供給、これに大きく寄与することが期待されております。

次に、冷凍・冷蔵庫の関係でございますけれども、衛生管理市場と一体的に機能するというので、漁港施設とする必要がございます。具体的には、先ほどお話ししました高度衛生管理型市場、これとあわせて整備、運営することによって、衛生的な環境で扱われた安全・安心な水産物の安定供給に対応するというので、それから、ご当地における漁獲量の増加、それから、さらには輸出の増加、こういったものにつながる漁港施設として一体の施設でございますので、そういう観点で一連の漁港施設として市場と一体的に整備、維持する必要があるということでございます。

ただ一方、漁港施設とするに当たっては幾つかの課題が残されておまして、漁港施設

は、漁港区域内にあることが必要になりますが、この施設は現在、漁港区域の外に存在します。それから、当該施設が漁港施設でない場合は、先ほどご紹介しました漁港整備に関する補助事業が適用されないという問題、さらに3つ目は、先ほど来お話ししていますように、衛生管理型市場、まき網用の市場の一部が29年10月に完成するというので、来年11月までにはこの供用をさせたいんですけども、現状なかなか難しいと、そういう状況でございます。

これは現在の冷凍・冷蔵庫と漁港との位置関係を示した図でございますけれども、ここが境漁港でございます。この白い点線が漁港漁場整備法に基づく漁港区域でありまして、先ほど来ご紹介しているまき網漁船が陸揚げする市場は、ここでございます。これが来年10月に完成、一部供用することとしております。一方、期待されていますJ Fしまねの冷凍・冷蔵庫はここにあるということで、現在、漁港区域の外にあるということでございます。

先ほどの問題を解消するには、ここを漁港漁場整備法に基づく漁港区域に取り込む必要があるわけですが、現状ちょうどこの中間に港湾の臨港道路が機能しておりまして、ここを漁港区域に取り込むに当たりましては、この幹線道路も含めて漁港区域に取り込むということで、この部分が港湾の臨港道路と重複するという問題が生じております。この部分を漁港区域に入れるには、港湾管理者との調整、県との調整などが要るわけですが、実際既に始めているわけですけども、実態の問題としては、港湾法第3条では、ここに書いていますように、この法律は、漁業の用に供する他の法律——これは漁港漁場整備法のことを指しますけれども——によって指定された場合には、港湾法は適用されないとなるものですから、ここを漁港区域として指定した際に、港湾法の適用がされなくなるということで、港湾当局との調整を今しているところでございます。具体的にここを漁港指定する際には、港湾道路ではなくなるものですから、港湾サイドとすれば処分等が必要になり、その関係で時間が要るということでございます。

これは具体的なスケジュールをお示ししたのですが、現在先ほどの調整は、港湾サイドとは進めておりまして、通常の場合ですと、地元調整約4カ月、それから、法定協議に約2カ月、約半年、時間があれば協議が整うということでございます。現在、今のまいますと、3月いっぱいぐらいかかってしまうということで、新たに次の冷凍・冷蔵庫の工事をここからスタートさせると、設計に4カ月、工事に7カ月かかるものですから、来年の秋、10月、ここに完成させたいわけですけども、これに間に合わないという事情に

ございます。このため、今回暫定的にみなし施設として指定しまして、速やかに設計工事に入ることにしたいと。これによりまして、来年10月、11月のピークに間に合わせることが可能となり、一連の衛生管理もとの水産物供給が可能になるということでございます。

なお、繰り返しになりますけれども、今回は時限的な措置として、漁港施設としてみなし指定をしたいということで、今後引き続き地元あるいは国土交通省と協議を経まして、来年の3月には当初の予定どおり協議を整えたいと思っております。その際には、正式に漁港区域に編入されるということでございます。

本案件は、冒頭にお話ししましたように漁港漁場整備法第40条第2項に基づく指定手続でございまして、今申し上げました事情が鳥取県知事から提言書として農水省の方に提出されております。私どもとしましては、そういった内容、今お話ししましたようなことを吟味しまして、本日、諮問させていただいているところです。本日、答申をいただいた折には、これをもって速やかに地元指定の通知をしまして、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中田分科会長 どうもありがとうございました。

漁港施設としてみなされる施設の指定についてということで、具体的には今説明がありましたように、境漁港の漁港区域外に必要な冷凍・冷蔵施設を漁港の市場と一体のものとして早期に整備をするために、時限的にみなし漁港施設の指定を行いたいというようなお話でございます。何か今の説明につきましてご質問、ご意見等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、嘉山委員。

○嘉山委員 これ鳥取県の港の中にJ Fしまねと。そこには補助金がありますから、鳥取県というか、その境港のこの建物が建つ周りには多くの水産会社がいると思うんですけれども、その人たちにとっては多分脅威になりますよね、同じ入札で争っているわけですから。その人たちの調整とかは多分されているとは思いますが、これ多分、J Fしまねに補助金があり、補助金で建てられますよね。ということは、これ全国でこういうふうにJ Fには補助金があり、水産会社には補助金がないということになっていくと、将来的に水産会社はもうやっていけなくなってしまいますよね。

片やJ Fには補助金があり、それで凍結などの施設をどんどん建てていけるけれども、片や水産会社に余り補助金はおきなくて、ずっと買い負けが水産会社よりもJ Fのほうが、

JFといっても、ただ同じやっていることは水産会社じゃないですか。これがどんどん進んでいくと、水産系の流通とかがおかしくなってしまうたりしないかなと思うんですけども。

○岡計画課長 ありがとうございます。

この事業は極めて特例でございまして、ちょっとスライドをいいですか。これは政府が輸出を推進するという中で、特に大規模流通拠点漁港に限定して整えた事業でございまして、これが日本全体で一般的にやっていくようなものではないというのがまずご理解いただければと思います。

具体的には、全国には約3,000の漁港があるんですが、輸出のポテンシャルがあって、現地に輸出促進のための体制、いわゆる協議会ですが、そこに民間の個社も入られてございます。そういう中で地域として輸出促進の体制が整っているということ、それから、輸出促進に大きく貢献していただく必要もございますので、全国の陸揚げトップ50の漁港に限定しております。ですから、具体的には実際この事業をやるのは、今回の補正予算では日本全体の15地区しかないのと、もう一つは、全部の漁港でJFさんに事業のお手伝いをするわけではないので、極めて限定はかかっているということでございます。地域でそういう体制が整っているということと、補助するということ自体、極めて限定的な事業ということでございます。

○中田分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見ございますか。

特に異論がないようであれば、本件につきましては、諮問のとおり指定することが適当である旨の答申を出したいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。地域で合意とか体制ができていて、非常に特別な事例ということですが、よろしいですね。

それでは、そういう方針にさせていただきます。

それでは、答申書を用意していただきましたので、ここで読み上げさせていただきます。

答申書。28水審第28号。平成28年11月1日。農林水産大臣、山本有二殿。水産政策審議会会長、馬場治。

平成28年11月1日（火）に開催された水産政策審議会第37回漁港漁場整備分科会において審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり指定することが適当であると認める。

記。諮問第270号、漁港施設としてみなされる施設の指定について（別添資料5）。

ということでございます。

(答申書手交)

○中田分科会長 それでは、本日この分科会に付託されておりました審議事項及び諮問事項につきましては、これをもちまして終了というふうになりますけれども、そのほか何か連絡事項等ありましたら、事務局のほうからお願いします。

○岡計画課長 本日は長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。

次回の会議は年明けの1月を予定しております。別途日程の調整をした上で決定させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○中田分科会長 ほかに皆さんのほうから特にご発言、何かございますか。

よろしければ、以上をもちまして本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。長い時間の審議、どうもありがとうございました。

午後3時00分閉会